

平成27年度から適用される市県民税に係る税制改正について

1.個人住民税における住宅ローン控除の延長

個人住民税(市・県民税)の住宅ローン控除について、居住開始年月日(現行:平成29年12月31日まで)が**平成31年6月30日まで延長**されました。

なお、控除額の計算は下記のとおりです。

◆控除額の計算

居住開始年月日	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日～平成31年6月30日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

記述の訂正とお詫びについて

特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の裏面におきまして、以下の通り記述誤りがございました。訂正し、お詫び申し上げます。

訂正箇所：通知書裏面 右側から2列目中央

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から~~29年~~ **31年6月**

2.上場株式等の譲渡所得等及び、配当所得に係る10%軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率は、特例措置により平成25年12月31日まで10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されていますが、**平成26年1月1日以後は本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。**

◆上場株式等の譲渡所得等及び配当等に係る税率

区分	平成22年度～平成26年度	平成27年度以後
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	3%(市民税1.8%、県民税1.2%) ※所得税7%	5%(市民税3%、県民税2%) ※所得税15%
上記以外の譲渡等	5%(市民税3%、県民税2%) ※所得税15%	5%(市民税3%、県民税2%) ※所得税15%
配当等	3%(市民税1.8%、県民税1.2%) ※所得税7%	5%(市民税3%、県民税2%) ※所得税15%

裏面および2枚めの「マイナンバー」
チラシも是非ご覧ください

暮らしを便利に。
みんなの一枚、個人番号カード。
平成28年1月、交付開始。

2016.1
START

とっても
便利!



交付手数料は
無料!

平成27年10月から、
みなさまの住民票の住所に、マイナンバーの通知をお届けします。
また、個人番号カードは、申請により、平成28年1月から無料で交付されます。

通知を確実にお受け取りいただくため、
今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、
お住まいの市町村に、住民票の異動をお願いします。

■ マイナンバー制度のお問合せは
コールセンター(全国共通ナビダイヤル) マ イ ナン バ ー

0570-20-0178

【受付時間】 平日 9:30-17:30(土日祝日・年末年始を除く) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

WEBで

マイナンバー

検索





民間事業者のみなさまも マイナンバーを扱います!



平成28年1月以降、以下の手順で従業員などの
マイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の
法定調書の提出 など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修
や社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報の安全管理
措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報は [こちら](#) ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人^{*}には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

^{*}法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式 Twitter

お問合せ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル) マ イ ナン バ ー
 **0570-20-0178**

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、

050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応。

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

@MyNumber_PR



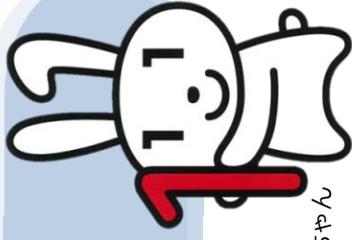
マイナンバー ツイッター

検索

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に

12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



愛称：
マイナちゃん

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報保護のため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行います。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

